

福岡県公報

令和 3 年 12 月 28 日
第 262 号

目 次

告 示 (第1016号 - 第1021号)

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 1
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 2
 - 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境保全課) 2
 - 令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量の公表 (水産振興課) 2
 - 土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市計画課) 3
 - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) 3
- ### 公 告
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
 - 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
 - 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 4
 - 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 5
 - 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 7
 - 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (林業振興課) 9
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 9
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 10
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

- (中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 10
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 11
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 11

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 11
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 12
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 12
- 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部を改正する告示 (警察本部情報管理課) 13
- 福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部情報管理課) 14
- 意見募集の結果の公示 (警察本部情報管理課) 14

告 示

福岡県告示第1016号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 3 年 12 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
田川支102	デイサービスひまわり園	田川郡大任町大字今任原2397番地1	R3・5・1	一号通
田生介老1	介護老人保健施設あけぼの荘	田川市大字夏吉46番地	R3・11・1	訪り・通り・短療・老保・予訪り・予通り・予短療
田生介老2	介護老人保健施設明寿苑	田川市大字川宮1569-2	R3・11・1	訪り・通り・短療・老保・予訪り・予通り・予短療
田川居170	グループホームひなたの家	田川郡福智町弁城2482-1	H18・9・1	認共・予認共

福岡県告示第1017号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称の変更及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
朝倉介薬61	こたべ調剤薬局 甘木店	ねこねこ薬局 甘木店	朝倉市甘木1603-4	R3・10・1
朝倉介薬60	こたべ調剤薬局 甘木・石の橋店	ねこねこ薬局 石の橋店	朝倉市堤947-6	R3・10・1
糸島地居94	訪問介護さくらケア	訪問介護事業所 tetote	糸島市二丈武49-3	R3・12・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

行介歯58	溝口歯科医院	行橋市宮市町4番5号2F	行橋市北泉三丁目4番8号	R3・11・1
粕居99	訪問看護ステーション大地	糟屋郡篠栗町大字和田940-214	糟屋郡篠栗町和田四丁目17-32	R3・11・6
粕支26	ケアプランサービス大地	糟屋郡篠栗町大字和田940-214	糟屋郡篠栗町和田四丁目17-32	R3・11・6

福岡県告示第1018号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する要措置区域
小郡市山隈810番、814番7、820番3及び821番の全部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（規則別表第6の1の項の中欄）

福岡県告示第1019号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群の令和4管理年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
まあじ	現行水準	福岡県まあじ 知事管理区分	現行水準
まいわし対馬 暖流系群	現行水準	福岡県まいわし 知事管理区分	現行水準

福岡県告示第1020号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 組合の名称
那珂川市道善・恵子土地区画整理組合
- 事務所の所在地
那珂川市道善五丁目54番地
- 設立認可の年月日
令和3年7月14日
- 変更の内容
事務所の所在地を次のように変更する。
那珂川市道善五丁目38番地渡辺第一ビル201
- 変更認可の年月日
令和3年12月16日

福岡県告示第1021号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所 及び氏名	売りさばき所	指定年月日
546	大野城市山田三丁目 12番1号 学校法人西鉄学園	大野城市山田三丁目 12番1号 西鉄自動車学校	令和3年12月17日

公 告**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和3年12月9日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) ミスターマックス糸島店 糸島市高田四丁目138番1	ミスターマックス糸島店 糸島市高田四丁目138番1

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ミスターマックス 代表取締役 平野 能章 福岡市東区松田一丁目5番7号 外未定	株式会社ミスターマックス 代表取締役 平野 能章 福岡市東区松田一丁目5番7号 外2者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年12月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) コーナンPRO那珂川店 那珂川市松木二丁目58番外	コーナンPRO那珂川店 那珂川市松木二丁目58番外

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年12月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 中間市岩瀬一丁目商業施設

(2) 所在地 中間市岩瀬一丁目1番2外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
有限会社エイチエス・コーポレーション	代表取締役 田代 洋己	直方市下新入627番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
未定		

4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年8月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,112平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物敷地内	203
合計	203

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
A棟南側	10
B棟南側	10
C棟南側	10
合計	30

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
A 棟南側	52
B 棟西側	50
合計	102

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
A 棟内南側	18.91
B 棟北側	5.13
合計	24.04

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分
株式会社大創産業		
未定		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2 箇所	建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No. 1	24 時間
荷さばき施設 No. 2	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 3 年 12 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る

る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数
イ 年間売上高
ウ 自己資本金
エ 流動比率
オ 経営年数
カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属

する年の直前2か年分)

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票(様式第4号)

コ 営業概要表(様式第5号)

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

シ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

ス ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)

テ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年1月31日(月曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 5 年 9 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 5 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 12 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和 4 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 29 年 4 月福岡県告示第 339 号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 4 年 2 月 25 日（金曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-641-4141 内線 2590

6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和 3 年 12 月 28 日（火曜日）から令和 4 年 2 月 7 日（月曜日）までの福岡県の休日

を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年2月25日（金曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和4年2月28日（月曜日）午後4時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A leasing contract for terminal equipment for police communication system
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on February 25, 2022
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2590)

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第522号	伊藤 精一郎	八女市星野村15473	種穂（採取） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	伊藤 精一郎	八女市星野村15473
福岡県第523号	森山 敏治	八女市矢部村北矢部12075-10	種穂（採取） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	森山林業	八女市矢部村北矢部12075-10

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ヒマラヤスポーツ&ゴルフくりえいと宗像店・ダイレックス宗像店・ワークマン女子くりえいと宗像店
- (2) 所在地 宗像市くりえいと二丁目1番7号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
名称「ダイレックス宗像店」について、市内に同一名称店舗があるため、混同しな

いよう名称変更等の対応を行ってください。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ヒマラヤスポーツ&ゴルフくりえいと宗像店・ダイレックス宗像店・ワークマン女子くりえいと宗像店

(2) 所在地 宗像市くりえいと二丁目1番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めてください。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

（危機管理課：0940-36-5050、教育政策課：0940-36-5099）

ア 歩行者の安全確保に十分配慮してください。

イ 児童生徒の通学に十分注意してください。

ウ 工事中並びに開店後の前面道路駐車禁止の徹底をお願いします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、廃棄物に係る事項等

（環境課：0940-36-9092）

ア 事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めてください。

ウ ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めてください。

エ 資源物回収ボックスの設置をお願いします（ボックスは市が貸与）。

(4) 防災・防犯対策への協力（危機管理課：0940-36-5050）

駐車場等死角ができないよう街灯等の設置をする等、防犯対策を充分に行ってください。

(5) 騒音の発生に係る事項（環境課：0940-36-1421）

騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮してください。

(6) 街並みづくり等への配慮等（都市計画課：0940-36-1484）

ア 建築物等は宗像市景観計画に適合したものとしてください。

イ 屋外広告物については、設置前に許可を受けてください。路上への設置は道路占用となり、原則許可できません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ホームセンターダイキ上津店

(2) 所在地 久留米市上津字北田1171-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 久留米南ショッピングセンター

(2) 所在地 久留米市大善寺町宮本456番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特にありません

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

実施地域	実施期間
行橋市 辻垣・道場寺・高瀬地区	令和3年11月24日から 令和4年3月18日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、須恵町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡須恵町大字植木地内	令和3年12月1日から 令和4年1月31日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第272号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年12月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和4年2月25日（金） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第273号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年12月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和4年2月2日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
令和4年2月9日（水） 午後1時30分～午後4時30分	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
令和4年2月17日（木） 午後1時30分～午後4時30分	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八女警察署
令和4年2月23日（水） 午前1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第274号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和3年12月28日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年3月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和4年3月10日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和4年3月17日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年3月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県警察本部告示第76号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（令和3年5月福岡県警察本部告示第31号）の一部を次のように改正し、令和4年1月4日から施行する。

令和3年12月28日

福岡県警察本部長 野村 護

1の表中

道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項
	第78条第4項
	第78条第5項

を

道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項
	第78条第1項
	第78条第4項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項
	第8条第1項
福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）	第7条第3項
	第16条第1項

に、

警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項
	第16条第3項において準用する第11条第1項

を

警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項
	第16条第2項
	第16条第3項において準用する第11条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項

に改める。

4の(1)の表及び4の(2)の表中

道路交通法	第78条第1項
	第78条第4項
	第78条第5項

を

警備業法	第16条第2項
	第16条第3項において準用する第11条第1項

道路交通法	第78条第1項
	第78条第4項
	第78条第5項
道路交通法施行規則	第5条第1項
	第8条第1項
福岡県道路交通法施行細則	第7条第3項
警備業法	第10条第1項
	第16条第2項
	第16条第3項において準用する第11条第1項
	第17条第2項において準用する第16条第2項及び第11条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	第10条第3項

に改める。

4の(2)を4の(3)とし、4の(1)の次に次のように加える。

(2) 公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第3項第3号に規定する電子証明書は、次の表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、ふくおか電子申請サービス（福岡県が運営する福岡県が所管する申請等を電子情報処理組織を使用する方法で処理するためのシステムをいう。）において利用することができる電子証明書とする。

法令	条項
道路交通法	第74条の3第5項
福岡県道路交通法施行細則	第16条第1項

福岡県公安委員会規則第11号

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和3年12月28日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「含む」の次に「。以下同じ」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 手続等 法第3条第12号及び情報通信技術利用条例第2条第11号に規定する手続等をいう。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（執行機関の規則の規定に基づく行為の取扱い）

第10条 執行機関の規則の規定（条例に基づくものを除く。）に基づいて福岡県公安委員会等に対して行うこととされ、又は福岡県公安委員会等が行うこととしている申請、通知その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令に特別の定めのある場合を除くほか、法、情報通信技術利用条例及びこの規則の第3条から第9条までの規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会告示第271号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（案）について、令和3年11月29日から同年12月5日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和3年12月28日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（令和3年福岡県公安委員会規則第11号）

2 規則の公布の日

令和3年12月28日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部情報管理課に備え置く。